

## 第7章 ベトナムの自由化に向けた国内法制度整備

著者	箭内 彰子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	21
雑誌名	新興諸国の資本財需要 - ロシアとベトナムの工作機 械市場 -
ページ	155-169
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00016973">http://hdl.handle.net/2344/00016973</a>

## 第7章

# ベトナムの自由化に向けた国内法制度整備

箭内 彰子



### はじめに

ベトナムはドイモイ政策導入後、外国直接投資（FDI: foreign direct investment）の流入と輸出の拡大により高成長を達成してきており、今後もこの路線を維持して経済発展をめざす戦略を明確に打ち出している<sup>(1)</sup>。ベトナムがFDIと貿易のさらなる増大を図っていくためには、国際経済体制への統合を加速化させる必要があった。ベトナムの高い関税障壁や、不透明かつ規制色の強い国内制度が、投資先としての魅力を低減させていたからである。関税を削減して生産に必要な資本財の輸入を容易にしたり、さまざまな国内制度を国際的なルールや基準に適応させ投資環境を整備することが、いっそうの経済発展に向けて不可避となった。こうしたことからベトナムは、1995年のASEAN加盟にともないASEAN自由貿易地域（AFTA: ASEAN Free Trade Area）に参加してASEAN諸国向けの関税引き下げを開始したり、アメリカとの通商協定、日本との投資協定など、二国間経済協定を締結して国内制度の規制緩和に努めるなど、貿易・投資の自由化を積極的に進めてきた。こうした動きの集大成が2007年のWTO加盟である。

総論でふれられているように、WTO加盟に象徴される自由化推進のメッセージはFDIを呼び込む効果を持っている。しかし、いくら貿易・

投資の自由化を約束しても、実際にベトナムの国内法制度が改定され、国際基準のルールにもとづいて運用されるようにならなければ、ベトナムの投資環境が変化したとはいいい切れず、持続可能な成長を見込むことも難しくなる。そこで、ベトナムが自由化を進めるために締結した二国間／多国間協定やWTO加盟の結果、実際にどのような自由化、どのような国内制度の改革が行われたかを明らかにするのが本章の目的である。以下では、まず、ベトナムが自由化を進める際の基礎となっている国際協定について概観し（第1節）、つぎにそれら国際協定のなかでもWTO加盟がなぜベトナムに最も大きなインパクトを与えたのかについて検討する（第2節）。さらに、ベトナムが取り組んでいる自由化のうち、資本財市場の形成に大きな影響を与えると考えられる関税自由化（第3節）および金融自由化（第4節）について考察する。

## 第1節 自由化に向けた動き

ベトナムは、1995年のAFTA参加を皮切りに、次々と貿易・投資の自由化を目的とする国際協定を締結した（表1）。そもそも、貿易・投資の自由化を進める方策は概して二つに分けられる。すなわち、各国により自主的に行われる一方的自由化と、相互主義にもとづいて合意されたルールにしたがって実施される双務的自由化の二つである。ASEAN諸国が経済成長を遂げた1970年代に進めた自由化は、自発的・一方的自由化であった。しかし、経済主権の一部放棄をとまなう貿易・投資の自由化には、本来、相互主義的・拘束的な要素が含まれやすく、一定の制度として取り込まれることが多い。こうした制度的自由化は、通常、二国間あるいは多国間での国際協定を通じて進められる。自国の自由化を約束すれば、相手国による自由化の恩恵を享受できるのみならず、国際協定という形式をとることによって、合意に法的拘束性を生じさせることができるからである。ベトナムが現在取り組んでいる自由化は後者であり、二国間あるいは多国間での国際協定を通じて自国の自由化を約束している。本節では、それぞれの

表1 ベトナムが締結しているおもな自由化協定

協定名	略称	参加国 (ベトナムを除く)	締結年月	発効年月
ASEAN 自由貿易地域	AFTA	ASEAN 各国	1995年7月	1996年1月
米越通商協定	USVBTA	アメリカ	2000年7月	2001年12月
日・ベトナム投資協定	JVBIT	日本	2003年11月	2004年12月
ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定	ACFTA	ASEAN 各国, 中国	2004年11月	2005年7月 (関税引き下げ開始)
ASEAN-韓国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定	AKFTA	ASEAN 各国, 韓国	2006年5月	2007年6月
世界貿易機関への加盟	WTO	2009年現在, 153カ国	2006年11月 (合意)	2007年1月 (加盟)
ASEAN サービスに関する枠組み協定	AFAS	ASEAN 各国	1995年12月	1996年1月
ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定におけるサービス貿易協定	TIS	ASEAN 各国, 中国	2007年1月	2007年7月
日・ベトナム経済連携協定	JVEPA	日本	2008年12月	2009年10月

(出所) 筆者作成。

協定のなかでベトナムがどのような自由化を約束しているかを概観する。

ベトナムが最初に締結した自由貿易協定は、AFTAを形成するための共通効果特惠関税スキームに関する協定(CEPT協定)である。AFTAは、原則としてすべての工業製品と農産品の域内関税率を0～5%に引き下げ、加えて非関税障壁を撤廃することによって、ASEAN域内を自由貿易地域にするという計画である。関税撤廃の期限は、ASEAN 6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)が2010年、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの新規加盟4カ国(CLMV)が2015年となっている。ベトナムは1995年にASEANに加盟すると同時にAFTAへの参加も表明し、1996年1月以来、ASEAN諸国向けの関税の段階的引き下げを実施してきた。AFTAの対象となる一般的な品目の引き下げ期限であった2006年1月1日には多くの品目で関税削減を行い、関税率5%以下の品目の割合は99.4%に達している。さらに、関税引き下げの期限延長が認められているセンシティブ品目および高度センシ

タイプ品目（HSL）の対象をゼロとしたが、これは適用品目へ移行したわけではなく、一般的例外品目（GE：関税引き下げの対象外であり、引き下げ期限の設定がない）に移行させたに過ぎない。GEは本来、貿易そのものになじまないものが対象となるはずであるが、ベトナムのGEには、HSLに指定されていた各種コメ製品、砂糖、バイクなども含まれていた。これらGEに組み込まれていたHSL的な品目は、現在は適用品目リストに移され、関税率の引き下げが行われている<sup>(2)</sup>。

AFTAに参加し国際経済体制への統合の足がかりをつけたベトナムが次に注力したのは、アメリカと通商協定を結ぶことであった。米越通商協定（USVBTA: US-Vietnam Bilateral Trade Agreement）は、アメリカとベトナムが最恵国待遇をお互いに与え、貿易や投資の促進を図る二国間協定であり、1995年の国交正常化後に交渉が開始され、2000年に合意に達した。関税の引き下げにとどまらず、アメリカ企業がベトナムで活動を展開するために必要な環境整備として、内国民待遇の供与、現地調達条項撤廃、知的財産権の保護、サービス分野における外資規制の緩和、透明性の確保、さらには行政訴訟の権利付与なども盛り込まれている（USAID [2008]）。

米越通商協定でアメリカとの通商の枠組みを設定したベトナムは、さらに2003年、日本とも投資協定を締結する。従来、日本が締結してきた投資協定は、投資許可を受けた後の内国民待遇、最恵国待遇、あるいは送金の自由などを保証しているが、日越投資協定はこれらに加え、「投資許可段階」の内国民待遇、最恵国待遇、広範なパフォーマンス要求の禁止なども規定している点が特徴的である。さらに、米越通商協定と同レベルの投資家保護を実現するために、日本が締結する投資協定としては初めて、知的財産権保護に関する協議のための規定が盛り込まれた（経済産業省 [2003]）。

こうした二国間投資協定の締結によって投資環境を整備すると同時に、ベトナムはASEANの一員として周辺諸国との自由貿易地域作りを推進していく。たとえば、ASEAN—中国包括的経済協力枠組み協定（ACFTA: ASEAN-China Free Trade Agreement）やASEAN—韓国包括的経済協

力枠組み協定（AKFTA: ASEAN-Korea Free Trade Agreement）などである。ACFTA は、中国—ASEAN 地域で物品およびサービスに関する自由貿易地域を形成し、さらに投資、紛争解決、経済協力といった多岐にわたる協定の締結を通じて、広範で緊密な経済関係の深化をめざしている。まずはアーリーハーベスト（特定農産品8品目）、次に物品貿易全般、サービス貿易の順に関税引き下げや自由化が進められてきており、現在は投資分野での自由化が交渉されている（石川[2005]）。このACFTAにもとづき、ベトナムは中国に対して2015年までに実質的にすべての関税と非関税障壁を撤廃することになっており、サービスに関してはWTOにおけるサービス自由化を超えた自由化をめざしている。

ACFTAに引き続き締結されたAKFTAには当初、タイを除くASEAN各国と韓国が参加していたが、2009年にタイも正式に協定に署名した。ベトナムはAKFTAの規定にもとづき輸入品目の90%の関税を2016年までに、残り7%に対する関税を2020年までに0～5%水準に下げることとなっている。ただし、ベトナムは343品目をセンシティブ品目に、自動車関連部品などの40品目を高度センシティブ品目に指定し、関税削減の対象から除外している。

ベトナムはこうした二国間協定やASEANの枠組みを通じて国際経済体制への統合を進めてきたが、その集大成として2007年1月にWTOに加盟した。この加盟によりベトナムは、WTO加盟国すべてに対して物品、サービス両面における市場アクセスの自由化と非関税障壁の緩和・撤廃をめざすこととなる。関税引き下げについては、2014年までにほとんどの農産品、鉱工業品の関税率を0～35%に引き下げるようになっており、平均関税率は2006年時点の17.3%から13.4%に引き下がる見込みである<sup>(3)</sup>。またサービス分野については、WTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS、ガッツ）のもと、サービス分類12分野のうち11分野<sup>(4)</sup>について開放を約束しており（表2）、段階的にはあるが今後外資による100%出資が認められるようになる。

ベトナムのWTO加盟に対しては多くのWTOメンバーが関心を寄せ、多国間交渉の場となる作業部会には43カ国・地域が参加、二国間交渉に

表2 GATS のサービス分類表

	分野名	小分野名	ベトナムが約束した自由化の主な内容 (第3モードにおける市場アクセスに関する約束)
1	実務	法律、会計、コンサルティング	研究・開発サービスについては基本的に制限なし(外資100%での現法設立を許可)。税務サービスについては、加盟から1年後にケースバイケースでライセンスを認可。建築サービス、土木相談サービス、電子計算機サービスはベトナム国内における外資へのサービスに限定されるなど、個別にいくつかの制限が設定されている
2	通信	クーリエ、情報通信	クーリエサービスについては、加盟後5年間は51%以下の出資制限。通信サービスについては、形態により出資制限が異なる(送電設備を所有しない場合は51%(3年後に65%に引き上げ)、所有する場合は49%)
3	建設	総合建設、土木建設、設置・組立、仕上	基本的に制限なし。ただし、加盟後2年間は、外資100%の現地法人はベトナム国内における外資へのサービスに限定される
4	流通	卸・小売、フランチャイズ	合弁(外資49%以下)を条件に進出を許可。2008年以降は合弁への出資比率を撤廃し、さらに2009年以降は外資100%での現法設立を許可。フランチャイズサービスに関しては、加盟から3年後に店舗開設を許可
5	教育	初等・中等・高等教育、成人教育	中等教育サービスについては約束せず。高等教育、成人教育サービスについては、合弁の形態でのみ許可するが、加盟3年後からは制限なし
6	環境	汚水処理、廃棄物処理、衛生	汚水処理・廃棄物処理サービスについては、加盟後4年間は51%を上限とする合弁での参入を許可。それ以降は制限なし
7	金融	保険、銀行、証券	銀行サービスについては、2007年4月1日以降、外資100%での現地法人設立を許可。加盟から5年以内にベトナム人からのベトナムドンでの預金受入を段階的に許可。投資サービスについては、加盟と同時に駐在事務所および合弁(出資制限49%)の開設を許可。加盟5年後には100%の現地法人設立を許可
8	健康・社会事業	病院	100%外資、あるいは合弁でのサービス提供を許可。
9	観光・旅行関連	ホテル、旅行業	ホテルサービスについては、加盟後8年間はホテル建設、修繕などに付随して進出を許可。それ以降は制限せず。旅行業については、合弁の形態で進出可能(出資制限はなし)
10	娯楽・文化・スポーツ	興行、通信社、図書館、電子ゲーム	娯楽サービスについては約束せず。ただし、加盟5年後には合弁での進出を許可(出資制限49%)
11	運送	海上・航空・鉄道・道路運送、パイプライン運送	海上輸送サービスについては、登記会社の形態をとる場合には加盟2年後に合弁での設立を許可(出資制限49%)。ただし、船員数は全体の3分の1を超えず、船長はベトナム人とする。内陸水路における運送サービスについては、合弁形態でのみ進出可(出資制限は49%)。航空運送サービスの販売業務については、航空会社はベトナム国内の発券事務所あるいは旅行代理店を通じてのみ参入を許可
12	その他	なし	なし

(出所) WTO[2006c]にもとづき、筆者作成。

は28カ国・地域が名乗りを上げ、さまざまな要求を突きつけてきた（WTO [2006b]）<sup>(5)</sup>。交渉の過程でベトナムは、関連する経済政策や国内諸制度をWTO 整合的にしていくことを約束している。たとえば、輸出割合に基づく補助金の撤廃、外国企業に対する貿易権の付与、WTO ルールに違反するような数量割当や輸入禁止などの貿易制限的措置の廃止、知的財産を保護するための制度整備とその適切な運用などがある。また、WTO 加盟に向けた準備のため、加盟実現以前から投資法の整備などに取り組んでいる。2005年11月の国会で「投資法(2006年7月1日施行)」および「企業法(2006年7月1日施行)」が成立・改正された。これにより、制度上、基本的に外資は内資と区別されることなく、共通の法律により設立および運営されることとなった<sup>(6)</sup>。

WTO 加盟後も、ベトナムの国際協定を通じた自由化の動きは続いている。たとえば、2008年12月には日本と経済連携協定（JVEPA: Japan-Vietnam Economic Partnership Agreement）を締結した。同協定は商品貿易、サービス、投資の自由化に関する約束を多数含み、加えて、知的財産権、競争政策、中小企業協力なども対象となっており、2003年に締結した日越投資協定ではカバーされないさまざまな分野における自由化あるいは相互協力が規定されている。さらに、ASEANを通じて、インド、EU、オーストラリア・ニュージーランドとのFTAも交渉されている。

## 第2節 国際協定のインパクト

### 1. WTO 加盟のインパクト

上記で示したように、ベトナムはさまざまな二国間・多国間協定にもとづいて、広範な分野にわたる自由化を約束している。国内法体制という観点からみると、これらの協定のなかでベトナムに最も大きなインパクトをもたらしたのは、WTO 加盟であろう。WTO は国際条約にもとづいて設



立された国際機構であるため、WTO に加盟することにより WTO が定める自由化スケジュールや貿易に関連する国際ルールの遵守が義務づけられることになる。一方、現在 WTO には 153 の加盟国・地域が参加しており、ひとたび WTO に加盟すれば、WTO が掲げる基本原則（相互主義と無差別原則）にもとづいて、これらすべての加盟国・地域から最恵国待遇および内国民待遇を受けることができ、外国市場へのアクセス環境は格段に向上することになる。WTO 加盟のインパクトは、こうした加盟国数の多さに加え、① WTO が規律する分野の広汎性、② WTO ルールの拘束性などにより、ベトナムの経済体制に大変革をもたらした。

現在、WTO が扱っている領域は、1) 市場アクセス（関税引き下げおよびサービス貿易の自由化）、2) 非関税措置の二つである。市場アクセスについては、すべての物品（農産品・鉱工業製品）が関税引き下げの対象となっており、サービスについても、表 2 で示した 11 分野において自由化に取り組むことになっている。さらに、非関税措置については、輸入ライセンス、ダンピング防止税、補助金と相殺関税、政府調達、関税評価制度、知的財産権、貿易関連投資措置など、広範な分野で国際ルールが策定されている。こうした非関税措置は各国の国内措置として実施されてきたため、それらを自由化するためには国内制度の変更がともなう。ベトナムが WTO ルールとの整合性を確保するために実施した国内法の改正／新設は、2005 年 5 月から 2006 年 6 月の約 1 年間で法律 26 本、法令・規制など 59 本に上った（WTO[2006a]）。

また、WTO は強力な紛争解決機能を有しており、ひとたび WTO ルールを受容すると、その規律に違反した場合は対抗措置をこうむる可能性が非常に高い。そして、WTO のもとでは、途上国であっても先進国と同様 WTO 協定の義務違反を指摘され、その改善を求める裁定が出されるようになってきている。新規加盟で WTO ルールを即座に遵守する準備が整っていないベトナムのような国に対しても、強化された紛争解決手段の存在は、WTO 協定の履行を促す大きな圧力となっている。

## 2. その他の協定のインパクト

ベトナムの自由化の推進力となっているのは WTO 加盟だけではない。その他の国際協定もベトナムに体制変換を促す外圧となっている。とりわけ、米越通商協定の影響は大きい。米越通商協定は WTO 加盟交渉に先立って締結されており、その内容も関税からサービス、投資、知的財産権など、多岐にわたっている。米越通商協定で約束した自由化路線の延長線上に WTO 加盟交渉があったと考えられる。

米越通商協定には広範な投資関連条項があり、その点では WTO よりもベトナムの投資受け入れ体制に大きな影響を与えたといわれている。確かに、WTO における投資協定は貿易に関連する措置に限定されており、米越通商協定や日越投資協定のなかで定められているような外国企業に対する一般的な MFN・内国民待遇の供与は約束されていない。しかし、サービス分野に限られるとはいえ、ガッツが定める第3モードは、実質的に企業が直接投資で参入する際の MFN および内国民待遇に関して規定しており、投資協定とおなじように外国企業の投資を保護する役割を担っている。ベトナムに関していえば、米越通商協定の影響力は大きかったが、WTO におけるサービス交渉も、かなり自由化を推進させる原動力となったといえる。

また、ベトナムは ASEAN を通じてあるいは二国間で多くの国々と FTA を結んでいる。これらの FTA で交渉される関税率は実行関税率であり、実際にモノを輸入する際にかける関税が 0～5% 以下になるのである。これに対し、WTO で合意するのは譲許関税率であり、通常は実行関税率よりもかなり高く設定される。こうしたことから、関税引き下げという観点からは、FTA の方が WTO 加盟よりもはるかに大きな意味もっており、実際の産業に直接的影響を及ぼしている。そうした FTA のなかでも最も影響が大きいと考えられるのは、中国からの輸入を自由化する ACFTA であるといわれている。

### 第3節 関税自由化

ベトナムが国際協定にもとづいて実施した自由化の一つとして関税の削減・撤廃がある。この関税自由化を通じて、内外市場を隔てる壁が極めて低くなり、物品の移動が格段に容易となった。外資系企業が生産拠点の設置などの直接投資を行う際も、直接投資に誘発されたインフラ整備を行う際も、あるいは、そうしたインフラ整備に必要な資本財を供給する際にも、関税の削減・撤廃は追い風となる。

ベトナムは、WTO加盟にともない、1万を超える関税品目のうち3分の1にあたる約3800品目の関税を削減あるいは撤廃することを約束している。実施期限は、多くの品目でWTO加盟から5年以内、一部の品目で7年以内となっているが、高度にセンシティブな品目については8～12年以内の実施が認められている。その他の品目については、現行税率の維持（約3700品目）、あるいは現行税率より高く設定された上限税率を守る（約3200品目）こととなる。WTO加盟に先立つ2006年9月、家電製品、バイク完成品、自動車部品など117品目の輸入関税が引き下げられ、WTO加盟と同時に繊維製品や履物など1812品目の関税率が引き下げられた。

こうしたWTOにもとづく関税自由化に加え、二国間あるいは地域間のFTAにもとづく関税削減・撤廃も進められている。その結果、それぞれのFTA相手国に対して、上記のMFN関税よりもさらに低い関税が供与される。関税削減・撤廃の対象品目、スケジュールなどは協定ごとに異なっているため、特惠関税率表は複雑な様相を呈する。たとえば、自動車部品のボルト一つをとっても、1) WTO加盟国に対するMFN関税、2) ASEAN諸国に対するAFTA関税、3) ACFTAにもとづく中国向けの関税、4) AKFTAにもとづく韓国向けの関税、5) 米越通商協定にもとづくアメリカ向けの関税、6) JVEPAにもとづく日本向けの関税、7) どのスキームにも属さない国向けの一般関税（ロシアなど）と多岐にわたる。ベトナムはアメリカ、日本、ASEAN、中国、韓国など主要貿易相手国とすでにFTAを結んでおり、こうした特惠関税の対象は貿易総額の7割近くを占

める。現在交渉中のインド、EU、オーストラリア・ニュージーランドとASEANとのFTAが実現すれば、ベトナムに輸入されるモノのほとんどが0～5%以下という低関税の対象となり、モノの移動における関税障壁は意味をなさなくなるであろう。

## 第4節 金融自由化

第1節で取り上げた国際協定のなかで金融の自由化を取り上げているおもな協定は、米越通商協定とWTO加盟である。金融サービスについては、米越通商協定よりもWTO協定の方がベトナムが約束した内容も幅広い。このため、ここではWTO加盟にともなう金融自由化について検討する。

WTOに加盟するということは、WTO協定の一つであるガッツの権利・義務を受け入れることを意味する。そして、ガッツの規定にもとづき、加盟国はガッツに定められた一般的な義務、あるいはガッツに付随している「約束表」で表明した特定のサービス分野における義務を遵守しなければならない(WTO[2006c])。このガッツの一分野として銀行、証券、保険を含む金融セクターが掲げられている。ただし、WTO加盟により求められる金融自由化は、サービス「貿易」にかかわる自由化であり、金融セクターの場合はガッツの第3モード(商業拠点の越境)<sup>(7)</sup>で規定される直接投資の環境整備、すなわち参入規制の緩和が主要な項目となる(UNCTAD[2007: 39-47])。

WTO加盟以前のベトナムの銀行セクターは、広範な権限を持つベトナム国家銀行(中央銀行)を中心に、5つの国有商業銀行が大きな役割を果たしていた。しかし、WTOに加盟した2007年前後から規制緩和を進め、銀行セクターにおける自由競争の土壌整備を図っている。まず、2006年5月には国有商業銀行の株式化を含んだ銀行部門改革のロードマップを発表した。その後2007年4月には外国商業銀行の参入規制を緩和し、駐在員事務所、ベトナム国内での支店、合弁の商業銀行(出資比率50%以内)、合弁のリース会社および金融会社、100%外資のリース会社および金融会

社の開設、さらに100%外資での銀行業への参入も認められることとなった。これらの自由化を受けて、2008年9月、香港上海銀行（HSBC）とスタンダード・チャータード銀行に対し100%子会社の設立が許可された。また、30%を上限にすでにベトナムで業務を行っている銀行に出資することも可能である。

一方、証券セクターに関しては、WTO加盟前の2006年に、国際的に通用する証券市場の育成をめざして、証券市場に関する包括的・統一的な規律を定めた証券法が初めて制定された。この証券法のなかでは、証券の公募方法、証券市場、証券業の資格要件や業務範囲、証券会社が遵守すべき行為規則、投資家資産保護などについて定められている（荻本[2008]）。国内企業株式の外国投資家持ち株比率は当初20%の制限がかけられていたが、2003年には上限30%に、さらに2006年には49%に引き上げられた（ただし、銀行株の保有比率の上限は30%に据え置かれた）。また、ガッツの約束表のなかではWTO加盟と同時に駐在員事務所の開設やベトナム企業との合弁を認めている。外国証券会社の出資比率は加盟直後は49%が上限であったが、加盟5年後には100%子会社の設立が可能となる。さらに、アセットマネジメント業務、証券決済・清算業務、アドバイザリーサービスなどの活動に関しては、加盟5年後にベトナム国内での支店開設を許可する旨、約束している（荻本[2008: 74-79]）。

## おわりに

ベトナムは1990年代以降、国際経済体制への統合をめざし、通商協定、投資協定、自由貿易協定など、さまざまな二国間／多国間協定を締結してきた。これらの国際協定にもとづく義務として、不透明かつ規制色の強い国内制度の整備や規制緩和に取り組む姿勢をアピールすることにより、直接投資を呼び込むことが目的であった。皮切りとなった1995年のASEAN加盟とそれにとまなうAFTAへの参加は、ベトナムの自由化路線を国際社会に印象づけるのに十分な役割を果たした。しかし、国内制度

の整備という観点からは、次に続く米越通商協定の影響は非常に大きいといえる。米越通商協定では、関税引き下げのみならず、サービスの自由化、知的財産権保護、直接投資に関する保護規定などが組み込まれ、これに対応するため、さまざまな国内体制の整備・拡充を余儀なくされた。米越通商協定にもとづく制度整備を進めている傍らで WTO 加盟交渉が進められたため、交渉内容は、米越通商協定で約束した自由化をゼロ地点としてそれにどれだけプラスできるか、という厳しいものとなった。また、WTO 加盟交渉は広範な分野にわたり、かつ補助金や政府調達、基準認証制度など、国内規制に直接かかわる分野を含んでいることから、ベトナムの国内制度全般にわたって WTO スタンダードへの調整を行わなければならなかった。この意味で、WTO 加盟はベトナムの国内体制整備に大きなインパクトを与えている。

しかし、関税引き下げという点については、WTO 加盟よりも、二国間／多国間で結んでいる FTA (free trade agreement)／EPA (economic partnership agreement) の方が実質的な影響力を有している。これは、WTO で定める関税が譲許関税率であるのに対し、こうした FTA／EPA では実行関税率の引き下げ・撤廃を扱っているからである。実際に輸入する際にかかる関税率がほとんどの FTA／EPA で 0～5% まで引き下げられることから、FTA／EPA 相手国とのモノの貿易に関する関税障壁はなくなると考えてよい。

一方、金融自由化という視点から考えると、サービスの自由化を広範に扱っている WTO 加盟の影響は大きく、ベトナムは WTO 加盟を契機に金融自由化に取り組んでいる。この結果、金融セクターは社会主義体制の影響が残る規制の強い体制から、徐々に資金移動に対する制限が撤廃あるいは緩和され、ベトナムで事業展開する環境が整備されつつある。とはいえ、依然として企業の資金調達手段は限定されており、とりわけ外国企業にとっては、短期資金も長期資金も銀行からの借り入れが主要な調達手段となっている。これは、WTO 加盟で求められる金融自由化は金融セクターの参入規制緩和であって、資金移動そのものの自由化ではないからである。金融政策の決定権はベトナム自身もっており、企業の資金調達に直接か

かわってくる金利規制，外為規制などは，ベトナム国家銀行が一元管理する金融政策のもとで決められる。金利の自由化，為替の自由化などについても段階的に進めているが，国内の経済状況を勘案しながら，持続可能な成長ができるよう，その都度，ベトナムにとって適切な政策を採用している。このため，基本的には自由化路線を踏襲しているが，時には規制強化に向かう政策をとる可能性もあり，今後の課題となっている。

#### 〔注〕

- (1) 2001～2010年の経済・社会発展10カ年戦略のなかで，社会主義指向の市場経済化を進めることをうたっている（坂田[2006：3]）。
- (2) AFTAの特恵関税は相互主義にもとづいているため，ベトナムが関税率を引き下げるまでは，ベトナム製品の輸入関税は特恵関税とはならない。
- (3) 鉱工業品の平均関税率は15.8%から12.3%へ，農産品の場合は27.3%から21.8%へと引き下げられる。
- (4) 小分野でみてみると，155のうち110小分野が自由化の対象となっている。
- (5) 詳細については，藤田[2006]を参照。
- (6) 詳細については，石田[2006]を参照。
- (7) ある加盟国のサービス提供者による，他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービス提供のことを指す。

#### 〔参考文献〕

##### 〈日本語文献〉

- 石川幸一[2005]「始動するASEAN－中国FTA（ACFTA）」『国際貿易と投資』Autumn（61号），34-46ページ。
- 石田暁恵[2006]「WTO加盟に向けた企業法制整備－投資法，企業法の改正」（坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略』アジア経済研究所 99-131ページ）。
- 荻本洋子[2008]「ベトナム金融セクターの現状：成長経緯と競争激化」（坂田正三編『変容するベトナム経済と経済主体』調査研究報告書，アジア経済研究所 55-88ページ）。
- 経済産業省[2003]「日越投資協定の署名について」（プレス発表用資料，11月14日，<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004695/0/031114nichietsu.pdf>）。
- 坂田正三[2006]「2010年に向けたベトナムの発展戦略」（坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略』アジア経済研究所 3-7ページ）。
- 藤田麻衣[2006]「ベトナムのWTO加盟への歩み－交渉の経緯と課題への対応」（坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略』アジア経済研究所 75-98ページ）。

##### 〈外国語文献〉

- USAID[2008] *Supporting Vietnam's Legal and Governance Transformation*, United States Agency for International Development (USAID), February 2008.

- UNCTAD[2007] *Investment Policy Review: Viet Nam*, United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), November 2007.
- WTO[2006a] "Accession of Viet Nam: Action Plan for the Implementation of WTO Agreements," WT/ACC/VNM/31/Rev.5, July 14, WTO.
- [2006b] "Accession of Viet Nam: Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam," WT/ACC/VNM/48, October 27, WTO.
- [2006c] "Working Party on the Accession of Viet Nam: Schedule CLX-Vietnam," WT/ACC/VNM/42/Rev.1, July 14, WTO.



